（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第四条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考９を削る。

様式第一の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「４　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。」を削る。

様式第五中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

様式第六及び様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考４を削る。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考４を削る。

様式第十の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

（騒音規制法施行規則の一部改正）

第五条　騒音規制法施行規則（昭和四十六年通商産業省・厚生省・建設省・農林省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

様式第四中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考４を削る。

様式第六から様式第八までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考３を削る。

様式第九中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考７を削る。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第六条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

様式第一の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。」を削り、「６　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２の届出は必要ない。」を「５　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２の届出は必要ない。」に改める。

様式第三中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「５　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。」を削る。

様式第三の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「６　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。」を削る。

様式第三の四中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削る。

様式第三の五中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考５を削り、備考６を備考５とする。